



医 感 第 678 号
令和 6 年 12 月 25 日

県内各医療機関の管理者 様

静岡県感染症危機管理担当部長

今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について（依頼）

日頃から、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このことについて、今冬の感染拡大に備えて、国から別添写しのとおり外来・入院医療体制の強化等に取り組むよう依頼がありました。

12月2日からの第50週に、季節性インフルエンザが注意報レベルを超えており、今後、新型コロナと同時期に流行拡大する場合は、医療提供体制のひっ迫も懸念されることから、国の依頼通知を踏まえた下記の対応をお願いいたします。

記

1 外来医療について

(1) 患者の受け入れについて

- ・新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、昨年5月の5類移行後、限られた医療機関による特別な対応から、通常の対応に移行しておりますことから、広く一般的な医療機関において、診療に対応できるよう、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備をお願いいたします。
- ・感染症法第38条第2項の規定に基づいた、県知事による第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うもの）の指定を受けている医療機関で外来感染対策向上加算を算定している医療機関にあっては、診療報酬における加算の施設基準上「外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う」とされていることから、新型コロナ患者の外来診療について、一層の協力をお願いします。

(2) 情報の入力について

- ・本年4月から稼働した医療情報ネット（ナビイ）は、診療日や診療科目などさまざまな情報から、医療機関を検索することのできる、発熱症状を呈した方が受診先を探す際に有効な手段となるシステムであります。年末年始をはじめとする休診や診療時間が変更となった際には速やかに「医療情報ネット（ナビイ）」の登録・変更をお願いいたします。

2 入院医療について

(1) 患者の受け入れについて

- ・今後想定される感染拡大に備え、各医療機関の機能に応じて新型コロナ患者の入院を受け入れるための体制の構築を進めてください。
- ・昨年5月の5類移行以降、限られた医療機関による特別な対応から、通常の対応に移行しております。新型コロナを理由として入院を断ることがないようにお願いします。
- ・また、感染症法第38条第2項の規定に基づいた、県知事による第一種協定指定医療機関（入院を担うもの）の指定を受けている医療機関で感染対策向上加算を算定している医療機関にあっては、感染症への備え等の対応が高く評価されていることから、地域での新型コロナ患者の入院受け入れについては、一層の協力をお願いします。
- ・院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な个人防护具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底が重要であり、こうした院内感染対策の例は「診療の手引き」に記載されているので参考としてください。

(2) 地域における医療機関間の役割分担について

- ・各地域において特定の医療機関に負担が偏ることがないように、症状悪化の際の医療機関からの入転院（いわゆる上り搬送）及び症状軽快の際の退転院（いわゆる下り搬送）に関して、改めて日ごろから関係のある医療機関との役割分担の確認をお願いします。

(3) 情報の入力について

- ・病床ひっ迫下の上り搬送、下り搬送を円滑に行うためには、医療機関の入院患者数の共有が必要であり、また、県内の総入院患者数を県民に情報提供することで、新型コロナの感染拡大状況や医療機関の負担を県民がより理解できることから、コロナ入院患者数のG-MISへの日次入力が必要であると考えます。
- ・今夏の感染拡大時における対応と同様に、県が感染拡大注意報を発令した際は、各病院におかれましては、土日を除く日々の入院患者数と、そのうちの人工呼吸器管理中の患者数の2項目について、G-MISへの入力をお願いいたします。なお、当該入力結果について今夏と同様に県において集約しeメール等により共有します。

3 新型コロナワクチンの定期接種の検討の勧奨

- ・令和6年10月から定期接種となった新型コロナワクチンの接種率が低調で、既に11月の基幹定点病院のコロナ入院患者報告数は去年の約3倍となっており、今冬のコロナ流行のピーク期には高齢者の入院者や重症者による医療ひっ迫も懸念されます。かかりつけ患者さんでコロナワクチン定期接種がまだの方には、接種の御検討を促していただきますようお願いいたします。

4 高齢者施設における対応

- ・感染拡大時の医療提供体制を確保するため、高齢者施設の運営等にかかる県の規則※に則り、高齢者施設では、当該施設の利用者に関する症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）の受入要請があった際には、新型コロナの感染歴を理由とした受入拒否を行わないよう、別添写しのとおり、依頼しております。

※令和6年3月28日の改正により、以下の規定が追加されています。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

(平成25年静岡県規則第10号)

(協力医療機関等)

第31条

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

上記と同様の規定が次の高齢者施設の規則にも追加されています。

- ・介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活事業所

5 その他

- ・新型コロナウイルス感染症等の対症療法薬として使用される解熱鎮痛薬等や新型コロナウイルス感染症治療薬については、冬の感染拡大に対応し、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、過剰な発注を控えていただき、需給状況を踏まえた適切な在庫の確保や他社製品、代替薬の使用などに御配慮いただきますようお願いいたします。
- ・また、抗原定性検査キットについても、過剰な発注を控えていただき、供給状況によっては他社製品の使用などに御配慮いただきますよう併せてお願いいたします。
- ・なお、医療用解熱鎮痛薬等の医薬品の供給状況や安定供給に関する相談窓口については、厚生労働省のウェブサイトに掲載されているので参考としてください。

担 当 医療局感染症対策課企画情報班
電話番号 055-928-7220